

# 島田市立島田第四小学校 令和5年度いじめ防止基本方針

## 基本方針

- 全職員が「いじめは人間として絶対に許さない」という意識を強くもち、子供にもその意識を育てていきます。
- 「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こりうるもの」という認識のもと、いじめ防止、いじめ発見に努めます。
- 「みんなの笑顔のために自分から行動できる子」を願う姿とし、教育活動を進め、子どもの自己肯定感を高めます。
- 個の学びが充実した姿をめざし、授業の中で子供の自己実現を図ります。

### 【保護者・地域との連携】

- 互いに子供のよさを伝え合い、「共に子供の成長を支える」という協力関係をつくります。何でも相談できる関係を築きます。
- 学校便りやHPを通して、子供の表れや子供のよさを伝えます。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 多くの目で子供を見取り、多面的な児童理解のもとに、全職員で組織として対応します。
- 「生徒指導研修」「人権教育研修」「危機管理研修」などの研修を行い、職員の意識を高めます。
- 職員の同僚性を高め、些細なことでも伝え合えるような雰囲気をつくることに努めます。

### 【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラーと、子供や保護者をつなげる役割を果たします。
- 島田市家庭児童相談室、中央児童相談所・教育センターなどとの連携を積極的に行います。
- 保幼小中連携を推進し、中学校区で子供を育てていきます。

## いじめ対策委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年職員、特別支援コーディネーター、必要に応じ、SC、SSWR、PTA会長、民生委員など

## 全教職員

### 【未然防止】

- 勇気と自信によってかがやく笑顔いっぱい姿をたくさん認め、子供の自己肯定感を育みます。
- 「レジリエンスの向上」と「規範意識と他者意識の向上」を重点にして取り組み、豊かな心を育てます。
- ステージ制を有効活用し、子供がめあてをもったり、自らの成長を実感したりする機会を意図的に設定します。
- 道徳の時間を充実させ、様々な道徳的価値に触れる中で、自己を振り返り、自らの生き方について考える機会とします。
- 支持的風土を育む学級経営を進めます。
- 子供との信頼関係を築き、相談しやすい関係作りに努めます。
- 違いを認め、理解する場を設け、協働性を育む。

### 【早期発見】

- その時の子供の表れだけでなく、その背景にある様々なことをつなげ、子供をとらえようとしていきます。
- 子供へのアンケートや教師のチェックシートなどを定期的実施し、学級経営等に生かします。
- 職員間で子供のことを話題にする機会を増やし、多面的な子供理解につなげます。
- 関係機関との連携を深め、専門的な目で子供を見ていただく機会を積極的に設けていきます。

### 【早期対応】

- 組織として複数で対応し、迅速に事実確認・情報収集を行います。情報は職員間で共有し、市教育委員会等にも速やかに報告します。
- いじめられた子供の立場に立ち、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で対応します。
- ケース会議・対策会議・子供を語る会等を開き、多くの職員で判断し、対応していきます。
- 関係保護者へも事実を報告し、共に解決していくという方針で解決方法を探ります。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- いじめられた子供の気持ちにどこまでも寄り添います。一定の改善が見られたとしても、安易に解決したと判断しないよう心がけます。
- 「全教職員でその子を守り抜く」という姿勢で対応を続けます。
- 重大事態が発生した際には、直ちに市教育委員会を通じて市長へ報告します。学校や市教育委員会に組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。